

# 鶴岡市立荘内病院経営改善支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、鶴岡市（以下「本市」という。）が実施する「鶴岡市立荘内病院経営改善支援業務」の委託事業者の選定にあたり、業務の遂行に最も適した民間事業者等を公募型プロポーザル方式により選定するため、応募及び審査に必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### （1）業務名

鶴岡市立荘内病院経営改善支援業務委託

### （2）業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### （3）業務内容

別紙「鶴岡市立荘内病院経営改善支援業務委託仕様書」のとおり。なお、現時点では未確定であり、提案された内容を基に受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで仕様書を確定させる。

### （4）業務委託費上限額

22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

成果報酬型による提案も可とするが、その場合においても、業務委託費の総額は上記上限額を超えないものとする。

### （5）担当部署

鶴岡市立荘内病院事務部総務課経営企画係

〒997-8515 鶴岡市泉町4番20号

TEL 0235-26-5111（代表）内線6333 FAX 0235-26-5110

E-mail soumu@shonai-hos.jp

## 3 選定方式及び契約方法

### 選定方法：公募型プロポーザル方式

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定するものに該当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立て中、又は更生手続き中ではないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団員もしくはその構成員の利益に繋がる活動を行うものではないこと。
- (4) 国税及び鶴岡市税に滞納がないこと。
- (5) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 公的病院において、同種又は類似の業務実績を有すること。

## 5 質問の受付及び回答

質問がある場合は質問書（様式4）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式4）により、「2（5）担当部署」に記載のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。また、メール送信の際は、件名を「【プロポ質問：〇〇〇】」（〇〇〇には事業者名）と記載し、必ず受理確認を行うこと。
- (3) 回答方法 質問内容及び回答は、令和8年1月21日（水）までに鶴岡市立庄内病院ホームページにて公開する。
- (4) 留意事項
- ・上記の方法以外でなされた質問には回答しない。
  - ・回答の公開にあたって、質問者の情報は記載しない。

## 6 スケジュール

公告	令和8年1月9日（金）
質問受付期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年1月21日（水）
参加申込書の提出期限	令和8年1月27日（火）午後5時まで
参加資格審査結果通知書の送付	令和8年1月30日（金）（予定）
企画提案書の提出期限	令和8年2月10日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年2月13日（金）午後（予定）
選定結果通知書の送付	令和8年2月18日（水）（予定）
契約締結	令和8年3月（予定）

## 7 参加申込書の提出

### (1) 提出期限

令和8年1月27日（火）午後5時まで（必着）

### (2) 提出場所

「2（5）担当部署」に同じ

### (3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便等配達記録が残る方法によること。

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

### (4) 提出書類及び部数

次のア～カの書類を作成し、各1部を提出すること。ただし、鶴岡市競争入札参加者名簿に登録している場合は、オ、カは提出不要である。

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

記載した業務のうち1件は内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付  
(業務名称・内容、契約期間、契約関係者の氏名、押印等が確認できる箇所のみで可。)

エ 登記事項証明書（写し可。発行日は提出日前3か月以内のものとする。）

オ 納税証明書（本市に本社または営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出）

国税：納税証明書その3の3又はその3の2

鶴岡市税：本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの

カ 印鑑証明書

## 8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書等をもとに参加資格の確認を行い、提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

※参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

①参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

②参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

## 9 企画提案書の提出等

### (1) 提出期限

令和8年2月10日（火）午後5時まで（必着）

### (2) 提出場所

「2（5）担当部署」に同じ

### (3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便等配達記録が残る方法によること。

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び提出部数

①企画提案書（任意様式） 10部

電子メールにてデータ1式（PDF形式）も提出すること。

(5) 企画提案書の作成方法

①企画提案書は、A4版縦、横書き、左綴じとする。ただし、必要に応じてA4版横でも差し支えないこととする。A3版のものは、A4版サイズ折りとする。

②企画提案書には次の内容を含めること。

ア 提案の基本方針

イ 庄内病院の課題把握に関するこ

ウ 経営改善提案に関するこ

エ 本業務の実施体制（配置予定者、経歴を含む）に関するこ

オ 本業務のスケジュールに関するこ

カ 提案見積額と積算根拠

③企画提案書には、表紙を除き、提案提出者を特定することができる内容の記述（具体的な会社名、ロゴ等）は記載しないこと。

10 企画提案書の評価

企画提案書の書類評価のほか、プレゼンテーションを実施し、鶴岡市立庄内病院経営改善支援業務委託受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において受託候補者を選定する。

(1) プrezentationの実施

実施予定日 令和8年2月13日（金）午後

プレゼンテーションの時間、方法等については、参加資格が認められた事業者に対して別途通知する。

(2) 評価基準

	項目	評価の視点	配点
1	全体評価	・事業の目的や仕様書の内容を理解した提案内容となっているか	10
2	課題把握	・莊内病院及び地域の実態を把握しているか	10
3	経営改善提案	・課題に対する具体的な取組内容が示され、それにより期待されるアウトカムが示されている提案か ・踏み込んだ実行支援の提案があるか ・地域連携を踏まえた提案か	30
4	実施体制、スケジュール	・業務を安定的かつ的確、迅速に実施することができる実施体制であるか ・期間内での効果を期待できる実施スケジュールであるか。また、その進行管理方法が提案されているか	25
5	継続的改善体制の構築	・本業務終了後も、莊内病院が主体的に経営改善に取り組むための体制・仕組みが提案されているか	10
6	同種業務の実績	・本業務と類似業務を受託した実績が十分にあり、その実績を生かして本事業の運営に貢献することが見込まれるか	10
7	履行に必要な費用	・提案内容に対して優れた価格か	5
合計			100

(3) 受注候補者の選定

選定委員会の評価が最も高い事業者を、本業務の受注候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知

企画提案書の提出者全員に選定結果通知書を送付する。

なお、受注候補者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として選定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ①企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ②企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、プレゼンテーションを実施したうえで評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

11 契約の締結

(1) 本業務の契約は、選定委員会を経て選定した受注候補者と、業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、改めて見積書の提出を受け、契約を締結するものとする。

- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約額は企画提案書に記載した見積額と同額になるとは限らない。
- (3) 受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

## 12 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと病院事業管理者が認めた場合
- (5) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) (4) 業務委託費上限額を超えた見積額を記載した企画提案書を提出した場合
- (8) 実施要領の内容に違反すると病院事業管理者が認めた場合
- (9) その他市の指示に違反する場合、または指示に従わない場合

## 13 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。
- (2) 参加申込書が提出されなかつた場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかつた場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属する。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定等に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、鶴岡市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく情報公開請求の対象となる。

- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当部署に提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定する。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できる。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償する。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。